

# 美波町子ども・子育て支援事業計画(素案)について

## 皆さまのご意見をお聞かせください

現在、美波町では、平成27年度からスタートする予定の「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けて、「美波町子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでいます。このたび、この計画の素案をとりまとめましたので、パブリックコメント(意見募集)を行います。この計画は、従来の「美波町次世代育成支援行動計画」と子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の内容を併せもつ計画であり、今後5年間の子ども・子育て支援に関する施策を推進する上で指針となる重要なものです。

### ■計画素案の閲覧場所

- ・役場保健福祉課 ・由岐支所 ・日和佐幼稚園 ・日和佐保育園 ・赤松保育園
- ・由岐保育園 ・木岐保育園 ・阿部保育園 ・美波町ホームページ

### ■提出方法

書式は自由ですが、ご意見には氏名・住所・連絡先を必ずご記入いただき提出してください。  
なお、各閲覧場所にて意見提出用紙を入手・提出いただくことも可能です。  
ご意見は、FAX・郵送・持参・メールのいずれかの方法にて提出してください。  
※電話又は窓口での口頭による意見は受け付けていません。

### ■締め切り日 平成27年2月10日(火)

### ■お問合せ先 〒779-2395 美波町奥河内字本村18番地1 役場保健福祉課 電話 77-3614 FAX 77-1666 メール info@town.minami.lg.jp

### ■留意事項

お寄せいただいたご意見に対しては、個々に回答いたしません。また、提出いただいたご意見の原稿等は返却いたしませんので、ご了承ください。

## 美波町国民健康保険からのお知らせ

### 平成27年1月から70歳未満の高額療養費制度が改正されました。

高額療養費制度は医療費(保険診療のみ。自由診療、先進医療の技術料、入院時食事療養費一部負担金、差額ベッド料は対象になりません)が高額になった場合に、一定の自己負担限度額を超えた部分が払い戻される制度です。

〈表1:改正前の70歳未満高額療養費制度〉

所得区分	月単位の自己負担限度額
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%〈4ヶ月目~:83,400円〉
一般所得者(上位所得者・低所得者以外)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%〈4ヶ月目~:44,400円〉
住民税非課税世帯	35,400円〈4ヶ月目~:24,600円〉



〈表2:改正後の70歳未満高額療養費制度〉

所得区分	月単位の自己負担限度額
基準総所得額901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%〈4ヶ月目~:140,100円〉
基準総所得額600万~901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%〈4ヶ月目~:93,000円〉
基準総所得額210万~600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%〈4ヶ月目~:44,400円〉
基準総所得額210万円以下	57,600円〈4ヶ月目~:44,400円〉
住民税非課税世帯	35,400円〈4ヶ月目~:24,600円〉

※所得区分が3区分から5区分に細分化され、自己負担限度額が細かく設定されています。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614